

山農委告示第13号

下記農地は農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第33条第1項に該当する農地であるので、法第33条第2項の規定により準用する法第32条第3項の規定に基づき公示する。

令和7年12月22日

山田町農業委員会会長 佐藤 清悦



1 農地の所在等 下閉伊郡山田町

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類	農地法第32条又は第33条の該当条項等	農地の所有者等の情報
豊間根第10地割143番	田	2,819.00	所有権	農地法第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第11地割29番	田	188.00	所有権	農地法第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第11地割31番1	田	1,563.00	所有権	農地法第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第11地割60番1	田	241.00	所有権	農地法第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第11地割60番2	田	65.00	所有権	農地法第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第11地割60番3	田	26.00	所有権	農地法第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第11地割61番1	田	419.00	所有権	農地法第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第11地割62番18	田	267.00	所有権	農地法第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第11地割66番1	田	687.00	所有権	農地法第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第15地割2番1	畑	1,474.00	所有権	農地法第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二

豊間根第15地割 16番1	畑	8,009.00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第15地割 16番4	畑	72.00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第15地割 17番1	田	909.00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第15地割 19番1	畑	3,180.00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第15地割 22番1	畑	562.00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第15地割 40番1	畑	39.00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第19地割 31番	畑	1,328.00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 健二
豊間根第15地割 16番3	原野 (現況田)	985.00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第15地割3番地 芳賀 祥一
豊間根第15地割 89番5	田	155.00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地 不明 登記名義人 一ノ戸 徳助
豊間根第15地割 89番6	田	198.00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地 不明 登記名義人 一ノ戸 徳助
豊間根第15地割 94番1	畑	423.00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地 不明 登記名義人 一ノ戸 徳助
豊間根第15地割 94番2	畑	13.00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地 不明 登記名義人 一ノ戸 徳助
豊間根第15地割 95番	畑	2,720.00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地 不明 登記名義人 一ノ戸 徳助
豊間根第15地割 96番	田	317.00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地 不明 登記名義人 一ノ戸 徳助
豊間根第15地割 97番1	畑	3,752.00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地 不明 登記名義人 一ノ戸 徳助

豊間根第15地割 99番	田	1, 391. 00	所有権	農地法 第33条第1項	住所地・登記名義人 山田町豊間根第16地割80番地 一ノ戸 俊治
-----------------	---	------------	-----	----------------	--

法第33条第1項

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と見込まれる農地

- 2 この公示は、法第33条第1項の農地について、法第32条第2項及び第3項(これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者(以下「所有者等」という。)を確知できないことから行うものである。(農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む。)
- 3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
 - (1) 申出を行う者の氏名、住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地、代表者の氏名)
 - (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 また、この公示があった日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、法第41条第1項に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について、県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。